

南小国町地域林政アドバイザー業務公募型プロポーザル

実施要領

1. 趣旨

南小国町では、林野庁の地域林政アドバイザー制度を活用し、本町における森林・林業行政の推進体制強化及び林政課題の解決に向けた専門的助言を得るため、地域林政アドバイザーの選定を目的として、公募型プロポーザル方式により業務委託契約候補者を募集する。

2. 業務の概要

(1) 業務名

南小国町地域林政アドバイザー業務

(2) 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(3) 業務内容

「南小国町地域林政アドバイザー業務 特記仕様書」のとおり

(4) 提案上限額

7, 150, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

※本業務は林野庁の地域林政アドバイザー制度に基づく委託であり、予算の範囲内で実施する。

(5) 事務局

南小国町 農林課 林政係

〒869-2492 熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場143

TEL：0967-42-1144

E-mail：nourin@town.minamioguni.lg.jp

3. 参加資格

本選考に参加することができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザルへの参加申請書提出日から契約締結の日まで、南小国町長から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 次の各号のいずれにも該当しないものであること。
 - ① 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定により破産の申し立てがなされている者。
 - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続の申し立てがなされている者。

- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続の申立てがなされている者。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は、役員等が暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。
- （４）市区町村税、消費税、地方消費税及び法人税に滞納がない者であること。
- （５）林業・森林施策に関する知見及び実務経験を有すること。
- （６）地方自治体や関係機関との調整経験、またはその能力を有すると判断できる者であること。
- （７）林野庁の地域林政アドバイザー制度に基づく対象者の要件を満たす技術者、又はその技術者が在籍する法人であること。
- （８）本業務の遂行に支障がない体制を有していること。

4. 実施スケジュール

内容	日程
実施要領等の公開・質問書の受付	令和 7 年 7 月 4 日（金）
質問書の受付期限	令和 7 年 7 月 11 日（金）正午必着
参加申請書の提出期間	令和 7 年 7 月 18 日（金）16 時必着
参加資格審査結果の通知	令和 7 年 7 月 22 日（火）
企画提案書の提出期限	令和 7 年 7 月 25 日（金）16 時必着
審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和 7 年 7 月 30 日（水）予定

5. 質問の受付及び回答

（１）質問の受付期限

令和 7 年 7 月 11 日（金）正午必着

（２）受付方法

質問書（様式第 1 号）により、「2.（５）事務局」に記載する E-mail アドレス宛に電子メールにてワード形式のまま送信すること。なお、送信後は到達確認のため事務局へ電話連絡を行うこと。

（３）質問に対する回答

回答は、質問者の名称等を伏せた上で、令和 7 年 7 月 14 日（月）までに、質問を提出した全員に対し電子メールで回答し、南小国町ホームページ上でも回答を公開する。

6. 参加の方法

本件は、公募型プロポーザル方式による選考を行うこととし、「3. 参加資格」に記載する要件に該当するか否かの確認を行った後、参加資格があると認められた者からの企画提案を受け付ける。企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加申請書等を提出すること。

（１）提出期限

令和 7 年 7 月 25 日（金）16 時必着

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、受付時間は平日9時から17時まで（提出期限日は16時まで）とする。提出物は封筒に入れ、封筒の表には本プロポーザルの参加申請書在中と記載すること。なお、持参しても、その場で内容確認は行わない。

郵送の場合は、簡易書留又はレターパックプラスによる提出に限る。封筒の表には本プロポーザルの参加申請書在中と記載すること。なお、本町は郵送中の事故等に伴う損害に関しては一切責任を負わない。

(3) 提出書類

- ① 参加申請書（様式第2号）
 - ② アドバイザー対象要件を満たす者の経歴書（様式第3号）
 - ③ 法人登記に係る履歴事項全部証明書（法人の場合）
 - ④ 当該個人又は法人が所在する市区町村税の未納が無いことの証明書
 - ⑤ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
- ※③～⑤については、発行後3か月以内の原本とする。

(4) 提出部数

各1部

(5) 参加資格の確認

参加資格は提出された書類により審査し、その結果は令和7年7月22日（火）までに参加申込書に記載のあった電子メールアドレス宛てに通知する。

7. 企画提案書等の提出

参加資格を認められた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年7月25日（金）16時必着

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、受付時間は平日9時から17時まで（提出期限日は16時まで）とする。提出物は封筒に入れ、封筒の表には本プロポーザルの企画提案書在中と記載すること。なお、持参しても、その場で内容確認は行わない。

郵送の場合は、簡易書留又はレターパックプラスによる提出に限る。封筒の表には本プロポーザルの企画提案書在中と記載すること。なお、本町は郵送中の事故等に伴う損害に関しては一切責任を負わない。

(3) 提出書類及び提出部数

- ① 企画提案書提出票（様式第4号） 正本1部
- ② 企画提案書（A4判任意様式） 正本1部、副本5部

企画提案書には、業務の実施方針・体制、手法、スケジュール等を記載すること。A4判両面印刷とし、文字サイズは原則11ポイント以上とする。図面等でA3判を使用したい場

合は、片面印刷をA4サイズに折込むことを認めるが、1枚までとする。

- ② 見積書（A4判任意様式） 正本1部

（4）その他

- ① 企画提案書の提出後において、資料の差し替えは認めない。
- ② 提出された資料は、一切返却しない。
- ③ 提出された資料は、本業務以外の目的では使用しない。

8. 審査会

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

（1）審査会の期日

令和7年7月30日（水）を予定するが、変更になる場合もある。企画提案書等の提出者に、日時及び場所等について通知する。

（2）実施方法

- ① プレゼンテーションは、提案者から20分以内で説明を行い、その後20分程度の質疑応答を実施する。
- ② プレゼンテーションは、パソコン等を使用し、スクリーン等に投影する方法を採ることを認める。スクリーン又は大型モニター及びHDMIケーブルは本町で用意したものを使用することができるが、パソコン等の機材は提案者において用意すること。
- ③ 企画提案書に記載された提案内容以外の追加は認めないが、企画提案書に記載した内容をパワーポイント等に転記することは可能とする。但し、提案内容が追加されていると判断した場合は、当該箇所を審査対象としない。
- ④ プレゼンテーションに参加できる人数は、最大2名とする。主任担当者は必ず出席し、主体的に説明しなければならない。
- ⑤ プレゼンテーションに欠席する場合、本プロポーザルを辞退したものとみなす。ただし、災害や公共交通機関の事故等、真にやむを得ない事由により出席できないと判断される場合は、この限りでない。この場合、その後の対応については本町の指示に従うこと。

（3）審査結果の通知

審査会の出席者に結果を郵送で通知する。

9. 委託先の選定に関する事項

（1）選定方針

- ① 委託先の選定に当たっては、本町の職員等で構成する「南小国町地域林政アドバイザー業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）」を設置し、評価委員会において行うものとする。なお、委員は非公表とする。
- ② 選定審査は、「（2）審査基準」に基づき、参加申請書等及び企画提案書等を基にした選考（以下「書類選考」という。）と、提案説明（以下「プレゼンテーション」という。）に基づいた選考（以下「審査会」という。）を行うものとする。

(2) 審査基準

以下の基準により、審査を行う。

評価項目	評価の観点	配点
1. 専門性	森林・林業施策に関する知識や経験の深さ	20 点
2. 実績	類似業務の実績、アドバイザー等の経歴	20 点
3. 提案内容	業務理解度・課題解決力	20 点
4. 連携力・体制	関係機関・地域と連携する能力	20 点
5. 費用対効果	委託料に対する内容の妥当性	10 点
6. 総合評価	全体の印象、期待される効果	10 点
合計		100 点

1 0. 契約

- (1) 審査の結果選定された受託候補者と業務の詳細について協議し、協議が整ったときは速やかに契約の締結を行う。なお、委託業務の内容は、企画提案書に拘束されるものではなく、本町と受託候補者との協議の上で決定する。
- (2) 受託候補者特定後、契約締結までの間に受託候補者参加資格がなくなった場合は、受託候補者の特定を無効とし、契約を締結しないことがある。
- (3) 受託候補者が契約を締結しないとき又は本業務の遂行に支障があると判明したときは、次順位の者を繰り上げて、その者を受託候補者として契約の締結交渉を行う。

1 1. その他

- (1) 本プロポーザルに参加する事業者は、本公募要領、特記仕様書等を熟読した上で参加すること。
- (2) 本プロポーザルに要する経費及び提出に関する費用はすべて参加する事業者の負担とする。
- (3) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (4) 提出する企画提案書は、1 事業者につき 1 案とする。
- (5) 参加確認書の提出後に参加を辞退する場合は、すみやかに事務局へ連絡すること。
- (6) 企画提案書等及びプレゼンテーション用資料の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、本町が本提案公募の審査及び議会報告で必要と判断した場合は、企画提案書等及びプレゼンテーション用資料の複製及び内容が無償で使用できるものとする。
- (7) 業務委託契約を締結した事業者の企画提案書等及びプレゼンテーション用資料の内容については、事業者の確認の上、事業者のノウハウに関わる部分を除いて本町が必要とする範囲で公開することがある。
- (8) 参加申請書等及び企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者は、失格とする。